

寄贈品に関する合意書

セカンドハーベスト・ジャパン（以下「2HJ」といいます。）と寄贈者は、2HJ が寄贈者から寄贈される食料品及び生活用品（以下「寄贈品」といいます。）を受領、管理、使用及び配布するにあたり、以下のとおり合意します。

1.（転売等の禁止）

2HJ は、寄贈品を転売せず、金銭その他の有価物、役務と交換しません。

2.（使用範囲について）

2HJ は、寄贈品を 2HJ の非営利目的事業に関してのみ使用し、その他の目的のために使用しません。

3.（受益者）

2HJ は、高齢者、失業者、貧困生活者、ホームレス、母子家庭、DV 被害者、難民、児童、被災者その他生活の困窮等により支援を必要とする人々（以下「受益者」といいます。）の援助のため、社会福祉法人、特定非営利活動法人、行政その他受益者の支援を目的とする団体（以下「支援団体」といいます。）を通じて、または直接受益者個人に対して寄贈品を提供します。

4.（寄贈品の品質）

寄贈者は、2HJ に対し、食品衛生法その他適用される法令に適合する（賞味期限または消費期限内であることを含みます。）寄贈品を寄贈します。

5.（寄贈品の取扱い）

2HJ は、食品衛生法その他適用される法令に従って寄贈品を適切に取り扱い、また、寄贈品の配布先である支援団体に対して適用される法令に従って寄贈品を適切に取り扱うよう指導します。

6.（寄贈品に関する記録）

2HJ は、寄贈品に関する適切な記録を保持し、寄贈者が希望する場合、寄贈者に対し、寄贈品の使用状況について報告します。

7.（事故発生時の対応）

2HJ と寄贈者は、寄贈品に関して事故が発生した場合、2HJ、寄贈者及び関係する第三者によって行われる調査の結果に基づいて、適用される法令に従い、別途誠実に協議するものとします。

8.（期 間）

本合意書の有効期間は、下記日付から満 1 年間とします。

期間満了の 1 ヶ月前までに、当事者のいずれからも書面による契約終了の意思表示がない場合には、同一条件で期間を 1 年間更新するものとし、以降も同様とします。

本合意の証として、本合意書 2 通を作成し、双方記名押印の上各 1 通を保有するものとします。

年 月 日

（2HJ）

東京都台東区浅草橋四丁目 5 番 1 号水田ビル 1F

セカンドハーベスト・ジャパン

理事 マクジルトン・チャールズ・アール

Ⓜ

（寄贈者）

事業者名

所在地

署名

Ⓜ